

## 第5章 騒音・振動・悪臭

### 第1節 騒音

騒音は、公害のなかでも、とりわけ日常生活と関係が深く、その発生源は、工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道のほか、飲食店等の深夜営業、拡声機を使用する宣伝活動など多種多様なものがある。

平成12年度の騒音に係る苦情件数は48件あり、前年と比較すると4件(9.1%)増加している。苦情内容を発生源別にみると、工場・事業場や工事現場の作業音等に起因するものが多かった。(資料編表7-1)

また、自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準のほかに、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法に基づく措置を要請するための基準(「要請限度」という。)が定められている。(資料編表6-2, 6-3)

平成12年度は、各市町村が県下32地点で自動車騒音の測定を実施しており、32地点のうち6地点では面的な評価を実施している。

### 第2節 振動

振動は、騒音と関係の深い公害であり、振動の発生源である工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道等は、同時に騒音の発生源であることが多い。

平成12年度の振動に係る苦情は6件で、工場や工事現場の作業振動に起因するものが多かった。(資料編表7-1)

### 第3節 悪臭

悪臭は、不快な臭いとして、もっぱら感覚的な被害を与えることにより生活環境を損なうものである。

平成12年度の悪臭に係る苦情件数は77件であり、前年と比較すると20件(35.1%)増加している。

苦情内容を発生源別にみると、製造業、農畜産業、サービス業や家庭生活に起因するものが多かった。(資料編表7-1)